

令和元年度 第3回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和元年11月28日（木） 14時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：岡本委員、三津橋委員、氏家委員、伊藤委員、神代委員、梅本委員、
中村委員、長原委員

事務局長：清水建設水道部長

事務局：佐藤建設総務課長、木本主査、植木主査

説明員：稻垣建築住宅課長、笹木主査

傍聴者：1名

＜事務局：佐藤課長＞

みなさん、どうもこんにちは。定刻となりました。委員の皆様におかれましては、お忙しい中この天気の悪い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、事務局よりご報告申し上げます。始めに、本日の審議会でございますが、田中委員、井田委員、この2名より欠席される旨の申し出がございました。それによりまして、出席者は委員10名の内、8名でございまして、「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」の規定に基づきまして、委員の2分の1以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。次に、前回の審議会における傍聴者は3名でございます。意見の提出はございませんでした。以上で報告を終了いたします。次に、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、いずれも郵送済みでございますが、3つございまして、まず『次第』、それからこの厚い『(原案) 資料』、それから『新旧対照表』でございます。みなさんお揃いでどうでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは会長、進行よろしくお願ひいたします。

＜岡本会長＞

はい、ちょっとこちらに来て雪が沢山降っててびっくりしたんですけども、それでは始めていきたいと思います。令和元年度第3回になります。まず次第にありますとおり、「事前説明案件」ということで「石狩市都市整備骨格方針の原案について」事務局から説明いただきたいと思います。お願いします。

＜事務局：佐藤課長＞

はい、座ってさせていただきます。本日の議題でございますが、事前説明案件が1件でございまして、「石狩市都市整備骨格方針の原案について」をご説明させていただきます。本方針につきましては、これまで『(仮称) 石狩市都市骨格方針』として策定作業を進めておりましたが、この度、正式名称を『石狩市都市整備骨格方針』といたしました。また、本方

針を構成する計画の1つでございます、「住生活基本計画」につきましても、盛り込んだ形で今回お示ししております。「住生活基本計画」の説明は、策定にあたっている建築住宅課長及び担当職員が行います。それではよろしくお願ひいたします。

＜説明員：木本主査＞

建設総務課の木本です。私からこの度作成いたしました、『石狩市都市整備骨格方針』の原案についてご説明いたします。今課長からご説明させていただきましたが、途中第5章の「住生活基本計画」につきましては、説明員を交代してご説明いたします。また、本日の説明につきましては、お手元にある事前に送付させていただいた資料で説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

資料の説明に入る前にこれまでの経緯を簡単にご説明いたします。今回原案として作成いたしました、『石狩市都市整備骨格方針』は、平成29年から手掛け、本審議会やこれまで2度開催しました市民への説明会、そして内部組織で構成しているワーキンググループ等からいただいた意見を反映しながら、策定作業を進めて参りました。夏に素案を作成し、本年8月、本審議会でお示しをした後、市民説明会等を経て今回の原案の作成に至っております。また、先ほどご説明させていただきましたが、（仮称）といたしまして「石狩市都市骨格方針」としておりましたが、都市整備の方向性を示すものということで、正式名称を「石狩市都市整備骨格方針」とこの機にしているところでございます。

それでは説明に入らせていただきますが、この原案につきましては、これまでお示した素案から構成などの大きな変更点はございません。修正を行った箇所や市民からいただいた意見を反映した箇所がございますので、お手元の資料の薄い方『素案から原案への修正箇所対照表』に沿って、順次ご説明させていただきます。また、この対照表では見づらい箇所もありますことから、厚い資料の原案のページも同時にご案内させていただきます。こちらもご参照いただければと思います。

それでは、お手元の『素案から原案への修正箇所対照表』の1ページをご覧願います。表の見方といたしまして、左側に修正前、右側に修正後としております。この修正前の説明は、右上に記載させていただいておりまして、8月の市民説明会で市民の方々にお配りした資料を指してございます。委員の皆様には8月開催の都市計画審議会で素案全体をお示した後、その後ですが『新旧対照表』を追加資料としてお送りしているものと同じものになります。

それでは順にご説明いたします。最初ですが説明させていただいたとおり正式名称を『石狩市都市整備骨格方針』としております。1つ飛びまして3段目、原案では5ページですが、住民説明会におきまして、「歴史的遺産は本町地区だけではなく、他の地区にもたくさんあるが、市のサポートがないという声も聞くので、歴史的遺産を守っていくことを打ち出すべき」とのご意見をさせていただいておりまして、このご意見を踏まえ、5ページの全体構想にある4つの大方針のうち「優れた観光資源の活用」に、「（自然、景観、歴史的

遺産)」という言葉を盛り込ませていただいております。続きまして修正箇所対照表の2ページをご覧ください。原案では6ページのA3版折込みのページですが、「住生活基本計画」をこの度組み込みまして、それにあたっての文言修正、あと1番上の見出しの追加を行っております。ここまでが、第1章の「共通編」の修正箇所となっております。

次は、第2章の「都市計画マスターplan」についてでございまして、修正箇所対照表の3ページをご覧願います。1番下をご覧下さい。原案では12ページの右側中程に記載しておりますが「⑩市街化調整区域」とあります。この市街化調整区域の土地利用についてでございますが、原則土地利用は抑制をする場所ではございますが、ここに記載している、「主要幹線道路である石狩・手稲通沿道のうち花川南地区や花川通の石狩消防署周辺地区においては、社会情勢の変化や地域の実情に応じて、色々ある諸条件をクリアすれば、沿道サービス系の土地利用も検討していく」、このことを盛り込ませていただいております。この考え方につきまして、現在の『都市計画マスターplan』にも記載しております引き続き踏襲する形としております。修正箇所対照表の4ページをご覧ください。原案では15ページになりますが、こちらの図ですが避難所の種類、位置に関しまして修正をかけさせていただいておりますが、大きな内容の変更ではございません。

次に、第3章の『立地適正化計画』についてですが、修正箇所対照表の5ページをご覧ください。原案では22ページにありますが、各誘導区域の面積、これがわかるように盛り込んでおります。次に、修正箇所対照表の6ページをご覧願います。原案の26ページの「成果目標」ですが、表現をちょっと変更いたしまして、下にイメージ図や、「評価指標」の「①居住誘導区域内人口の維持」で関連のある、市の別計画でございます「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来展望のグラフを今回組み込んでございます。なお、現在「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も同時期に見直しを行っておりますことから、運動してこのページは変更が生じる場合が想定されますのでご了承願います。

次に第4章の『緑の基本計画』についてでございます。修正箇所対照表の7ページをご覧下さい。下の段になりますが、原案では30ページになります。住民説明会において、「砂丘は点在しているもので、区域を広めて表示することはできないか」というご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、紅葉山砂丘の表示を帯状に広げる修正を行っております。

次に第5章『住生活基本計画』についてでございます。ここで、『住生活基本計画』の位置づけについてご説明いたします。原案の32ページをご覧願います。赤枠で囲っておりますが、今回のパブリックコメントでは、別所管建築住宅課が策定作業を進めている『住生活基本計画』も組み込み、完成形のイメージで市民の方々にご覧いただくこととしております。なお、都市計画審議会におきましては、『石狩市都市整備骨格方針』に『住生活基本計画』を組み込むことによる構成をご確認いただくもので、内容に関する審議についてはいただかないものとなっております。このような位置づけとなってございますが、この『石狩市都市整備骨格方針』に組み込むにあたり、『住生活基本計画』の概要を

これまでご説明させていただいたございませんでしたので、今回ご説明させていただきます。

＜説明員：笹木主査＞

建築住宅課の笹木です。それでは座って説明させていただきます。ではお手元の資料の分厚い方になります『石狩市都市整備骨格方針』の原案について、32 ページから第 5 章『住生活基本計画』となります。以後、『住生活基本計画』のパートにつきましては、本計画と省略させていただきます。

それでは、本計画についてご説明いたします。1 ページめくっていただきまして、はじめに、「目的・背景」ですが、人口減少や高齢化社会への対応、空家の増加や地震災害への対応など、早急に取り組むべき課題や、市民の多様化するニーズへの対応が重要となってきており、住宅施策の見直しが必要となつて参りました。こうした背景を踏まえ、本計画では、石狩市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定確保及び質向上の促進に関する施策を推進することを目的として策定いたしております。

次に「2. 計画の位置付け」ですが、重複となりますが、『石狩市都市整備骨格方針』を構成する 4 計画の 1 つとして位置付けております。基本的にはバックデータの統一が大きな部分となっております。第 5 章の本計画については、住宅施策の視点からこの計画をまとめております。

次に「3. 計画期間」についてですが、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間でございます。計画期間中においても、住宅・住環境を取り巻く情勢の変化に伴い、住宅施策の変更を必要とする場合には、適宜見直しを行う予定でございます。

次に「4. 国・北海道の計画の概要」については、記載のとおりであります。本計画は、国・道の住生活基本計画に基本的には沿つて計画しております。

次に 34 ページに移りまして、「5. 取り組むべき課題」先ほど申し上げた国・道の住生活基本計画を参考に、本市としては課題を 4 つ掲げております。

課題 1 少子高齢化に対応し、誰もが安心して暮らせる住まいの確保

課題 2 増加する空家の対応

課題 3 安全で良質な住宅の供給

課題 4 人口減少に対応し地域特性を活かした持続可能な住環境づくり
の以上 4 つです。

次に「6. 市営住宅の目標管理戸数」についてです。今後、人口減少していく中、将来の人口推計・世帯推計から、市営住宅だけではなく、道営住宅、UR 住宅や民間住宅も含めた様々な住宅市場全体で重層的な住宅ストックによりカバーしていく必要があります。市営住宅については、低所得者世帯の動向を踏まえ、管理戸数の適正化を図ることとしております。目標管理戸数の設定については、2030 年度において 350 戸、2040 年度においては 320 戸と設定しております。また、この結果につきましては、次年度改定予定であります『市営

『住宅等長寿命化計画』に反映させ、今後の市営住宅の修繕や施設更新など、適切な維持管理を行う計画としております。

それでは、次のページの 35、36 ページをご覧下さい。「7. 住生活基本計画の体系図」として計画全体の構成が分かるように取りまとめております。左側の「基本理念」では、「住み続けたい」「住みたい」と思える石狩市の住生活」とし、先ほどご説明いたしました 4 つの取り組むべき課題に対し、5 つの「基本目標」、8 つの「基本方針」を定め、推進施策として具体的に取り組む施策を示しております。

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる住まい に対して、

基本方針① 若年世帯が石狩に住みたくなる仕組みづくり

基本方針② 在宅福祉が充実する住環境づくり

基本方針③ 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

基本目標 2 空家を活かした持続可能な住まい に対して、

基本方針④ 空家の対応

基本目標 3 安全で快適に暮らせる住まい に対して、

基本方針⑤ 住宅の安全性と質の向上

基本目標 4 活力ある住関連産業 に対して、

基本方針⑥ 地域を支える住生活関連産業の活性化

基本目標 5 魅力ある持続可能な住環境 に対して、

基本方針⑦ 移住、定住の促進

基本方針⑧ 地域特性を踏まえた暮らしやすい住環境の形成

となっております。

37、38 ページをご覧下さい。こちらのページについては「基本方針の詳細説明」としております。具体的には基本方針、詳細については 37、38 ページをご覧下さい。

簡単ではありますが、以上で第 5 章『住生活基本計画』の説明といたします。それでは、再度、進行の方を事務局へお返しします。よろしくお願いします。

＜説明員：木本主査＞

はい、引き続き私の方から、修正箇所対照表に沿ってご説明いたします。8 ページをご覧願います。8 ページの 2 段目、ここからは資料編の修正となってございます。2 段目ですが、原案の 6 ページで、『住生活基本計画』を組み込んだことによる文言の修正を行ってございますが、こちらのページにも連動してございますのでその修正となっております。

その下ですが、公園の誘致距離に関する記載を修正前はしてございましたが、国の指針に合わせまして削除する修正を行ってございます。1 枚とばしまして、修正箇所対照表の 10 ページ、こちらから 14 ページの上のデータに関してなんですけど、人口データや災害の指定区域図、こちらの方ですが精査したところ大変申し訳ございません、修正箇所を発見してその対応により修正をさせていただいております。14 ページの下の段ですが、バスの便を

線の太さで表した図です。これまで、バスの各系統の便数で表していたところでございます。これを、各道路、各停留所を通過するバスの便で表示する変更を行っております。大きく違うところは、右上の方にある線が修正前は太い所、ちょっとお待ち下さい、ちょっと今スライドで場所をお示しいたします。一番変更箇所が分かる所はここになります。今までバスの系統毎だったものですから、合わせてこちらの系統も太いのに表示されていた所なのですが、ちょっと精査というか地図を、持ってくるデータをちょっと変えまして、この停留所からのバスの便に合わせて太さを表している、道路を通る便数で表示しております。全体的にちょっと太さが変わったり変わってなかつたりする所はあるんですけど、顕著に出ているのはこちらの方が分かるところです。いざれも別計画の『地域公共交通網形成計画』こちらの方から、ちょっと使わせていただいている資料だったのですが、引用する図を今回変えてございます。その修正を行っております。

すみませんが、また修正箇所対照表の方にお戻りいただければと思います。15 ページ、こちらの方ですが、表現している意味合いが違うものを、それぞれ表したのですが、全部赤色で表しているので、ちょっと紛らわしい表現となっていました。これをそれぞれ、緑や紫の色に変えて、意味が違うことが分かる図に変更してございます。大きな変更点に関しましては、以上でございます。

続きまして、今後のスケジュールについてご説明いたします。12月6日（金）から1月6日（月）まで、原案についてパブリックコメントを行います。合わせて、市民の皆様に原案のご理解を深めていただき、また興味を持っていただくため、パブリックコメント中の12月10日（火）に意見交換会を開催いたします。この、開催にあたりましては、本審議会でもご指摘をいただいておりますことから、市民の皆様にまずは興味を持っていただくため、広報12月号に見開きで『都市整備骨格方針』について掲載し、意見交換会の案内をしております。また、パブリックコメントの案内も掲載しております。意見交換会の開催につきましては、さらに町内会の回覧板でも案内をしている所でございます。また、今回の意見交換会では、原案の説明について、【石狩湾新港地域が現在もこれからも市の原動力】、【石狩湾新港地域に働きに来られている方の7割の市外居住者、この方を石狩市に住んでもらうことを考えていく】、【それぞれの地区において地区特性がありますので、それを踏まえた地区づくりを考えていきたい】、例えばですが「花川南地区については、市の中で一番人口が多い地区ですが、敷地がおおむね50坪程度と狭い面積となっている。この状況を踏まえ例えば、今よりも高度利用を図れるような土地利用の見直しをすることはいかがでしょうか」ですか、「花川北地区については、地区にある公園について、子育て環境の充実や地域コミュニティの場としての活用を図るために、再編・再整備を検討していくことについていかがでしょうか」などの話題提供をしていきたいと考えております。

市としましては、多くの方にこの意見交換会に参加していただき、意見交換会でいただいた意見について、採用するに値する案につきましてパブリックコメントの意見同様の取扱いを行うこととしております。パブリックコメント後ですが、1月末から3月にかけて、本

審議会を2回開催し、初回に諮問と前半部分の説明、次の回に後半部分の説明と答申をいただければと考えております。その後、諸手続きを経て、4月の運用開始を予定しております。私からの説明は以上でございます。

＜岡本会長＞

はい、ありがとうございます。今ご説明いただきました。『都市整備骨格方針』という風に名称が変わりましたよという所から始まって、訂正部分の対応表を見ながら適宜説明していただきました。それではですね、審議に入りたいと思いますけども何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

はい、お願ひします、長原委員。

＜長原委員＞

この個別的な内容まで今日は入って、審議といいますか、質問するとかそういうのは良いのでしょうか。それとも全体についてとなるんでしょうか。

＜岡本会長＞

今回は、5章は対象にはならないんですけども、その他の部分で気になる点があれば、ご指摘いただいても構わないかなと思いますけれども。

＜長原委員＞

それじゃ、いくつか意見を述べさせていただきたいと思います。全体原案を見させていただきましたが、今回の審議や市民説明会等を経過した中でですね、色々こう修正したり表現を変えたりですね、想定を変えたりといいますか、そういう面が努力が見受けられまして、かなり原案といいますか、計画としての完成度といいますかね、熟度といいますか、それはかなり高まったかなと、完成にかなり近づいているのかなという感じは全体のイメージとして受けております。また、特にその計画名が変更されたということで、『整備』が入ったというのも、非常にわかりやすくなつたと、意味はですね、よかつたなという風に思っています。そんなような、あの全体的な感想といいますか、上に立って個別の件でいくつかちょっとといいでしょうか。いきなり入っちゃって良いでしょうか。

＜岡本会長＞

いいですよ。

＜長原委員＞

それじゃ、個別の件で二、三、気がついたことを申し上げていきたいと思います。まずは、14ページのですね、「総合交通体系」なんですけれども、私としては全体計画の中の「住み

よい魅力あるまちづくりの推進」という部分に、どちらかというと私は興味関心があります。その中で、この今後の市民の住みよいまちづくりという点から見ると、交通体系は今後どうなるのかなというのは、非常に市民の関心の高いところなんです。で、特にその少子高齢化社会という中で、先程もちょっと開会前に話題になっておりましたけども、免許の返納とかですね、車が段々無くなっていく、買い物難民とかね、いろんなこと言われる時代の中で、病院の通院とかですね、色々市民の間では話題になる中で、交通体系について、その時には市民の暮らしを支える足がどうなのかって言うのが非常にいろんな場面で、多くの皆さんからいろんな意見が出てきます。そういう点では、大事な点だなと思っています。そういう意味で「総合交通体系」の指針のあり方ですけども、あの限られたページ数の中で表現するので、非常に集約した表現の仕方がされていると、それはよくわかります。それやむを得ないことだと思いますが、「(2) 公共交通網」の所について言えば、出来ればもう少しいろんな市民の意見が出ていることについて、具体的な方針と言いますか、記述がね、もう少しあった方が良いかなという風に思います。特に、この間の住民説明会の資料でも送っていました、その中の質疑応答の中で、花川南コミセンの(意見番号)「3」のとこですか、「交通体系の誘導施設」について、市民からの質問が出ておりまして、それに対して市の方からお答えになっているバス路線について、市役所の向かいの広い土地に、例えば、交通結節点が出来るというような思いを込めて書き方してると、こういうことでされてますよね。こういうことはね、もう少し具体的にこの中に書き込めないのかなという気がします。実際に、市の総合交通体系の中ででもですね、乗り換え拠点と交通結節点としてですね、いわゆるこの「立地適正化計画」によるこの市役所周辺の機能ですね、その中に結節点を設けた方がいいんじゃないかと検討課題として挙げているんですよね、交通体系そのもので。そういう意味でもね、整合性はとれていると思いますので、そういったことをもう少し、ここで具体的に書き込めないのかなと、言うのが一つの私の感想です。それが一つ目です。

それから、二つ目はですね、24ページでしょうか。24ページにですね、「立地適正化計画」のですね、誘導区域以外の区域ということのエリアの設定と言うことが書かれています、そこに「一般商業エリア」という位置づけがあります。「一般商業エリア」についてはですね、花川南の「一般商業エリア」の位置がここに色分けで表示されていますが、この文章の位置づけからすると、私はですね、実際この地域に住んでいて思うのは、花川南1条からまた北1条から南5条までの間のいわゆる若葉通、いわゆる5丁目線ですね、この間もですね、花川南地区の「一般商業エリア」として、色づけ出来ないのかなと、なぜこれが外れてしまったのかなという風に一つ思います。と言いますのは、地域にお住まいの方も十分ご承知の通りですけども、あそこ防風林までの管理はですね、つぼ八から始まってこっちの方、かなり地域ですね、住民の皆さんのが利便施設といいますか、商業施設は集積しているのは間違いない、実際かなり活用されてるわけで、ここに書かれている「一般商業エリア」という位置づけからすれば、あそこ外しちゃうってのはね、ちょっとどうかなと。ここに実際に営業されている中小業者の皆さんから怒られちゃう、怒られるんでないかなという気が

するんですけどもどうでしょうか。その点が二つ目です。

それから、三つ目ですけども、30ページになりますけども、ここにですね『緑の方針』がありまして、「緑の方針」の所にいきなりですね、下水道の整備の促進というのが出てくるわけです。どうしてここに結びつけられるのかな、というのもちょっとわかんないところもありますが、この部分だけじゃなくて全体としてですね、都市インフラですね、道路・下水道・橋梁等も含めてね、これからの課題って言うのは整備促進拡大するって考え方ではなくてね、むしろ縮小、ないしはですね、現状を本当どうやったら維持できるんだろうかと、これが最大の課題ですよね。おそらく下水道について、整備の意味は雨水排水が未完成ですので、雨水排水についてですね、整備を促進しなきゃなど、それは当然で、そういう意味でこの整備っていう言葉が入るんでしょうけど、同時にこの維持ですよね、維持管理ということについて強調するような言葉っていいですか、「下水道整備の計画的整備」、あの「下水道整備の計画的整備」っていう言葉使いがなんかちょっと変な感じがしますし、それから整備ということだけじゃなくて、維持管理ということが強調される必要が本当はあるのかなという気がちょっといたしました。その点はどうなのかなと、何か特別意味があるのか。特に下水道については、個別計画で既に市には下水道計画があるはずですから、そこではむしろ今後、どう維持管理するのかということの方にかなり力点を置かれた計画になっているかのように記憶しておりますので、そういう点はもう少し入った方が良いのかなというような気がしました、ということです。

それから「住生活」については、質問しないと言うことですから、しませんけども、意見だけ言わせていただきますが、維持管理戸数が減っていくっていうのはちょっと寂しいなと、特にこの住宅、特に低所得者対策、福祉対策からしてですね、出来れば公的住宅はむしろ住民、地域に住んでいる私どもの立場からすると、求めている人、必要としている人は、今も増えて結構沢山いますし、現実に不足していますし、出来れば増やして欲しいなと希望を持っていると、質問するな意見は言うなと最初に言われましたので、それ以上言いませんけども、そういう希望があるということだけは言つときたいんですけども、少しあれやこれやと色々喋りまして大変恐縮ですけども、以上でございます。審議会ですから、喋るっていうのが審議会だと思いますので。

＜岡本会長＞

はい、今ご意見いただきました。長原委員からですけども、最後はまあちょっと置いとくとして、「総合交通体系」のお話と、「立適」を考え合わせたときの「一般商業エリア」が現状と対応していないんじゃないのっていうところも、考えた方がいいんじゃないのっていう話がありましたけれども事務局いかがでしょうか。

＜事務局：佐藤課長＞

はい、まず順番に市の考え方としてお話させていただきますと、14 ページ「交通体系」

の部分でいきますと、ちょうど 14 ページの「(2) 公共交通網」ということで、その下に黒い丸印がございまして、新規項目で「石狩市地域公共交通網形成計画」という計画が策定して、実際その中で公共交通の空白地帯について今後どうしていくか、それから旧石狩の市街地から厚田や浜益ですとか、そういった部分への拠点を結ぶ交通をどうしていくか、また街の中では、例えば街の中であっても高齢者が増えて車を手放す方々、こういった方々に最近の ICT ですとか、そういったものを利用した中での便利な乗り物はないかだとか、そういったことっていうのがどちらかといいますとですね、その別計画「公共交通網形成計画」、こちらの方で具体的により検討されてございますので、この中では、まあこれは都市整備の方針を示す計画ということで、そういった個別の計画や今後期待される事業の方に、展開を見せるような形では記載はしております。ただ、それ以上細かいことについては、その個別の計画に委ねていこうかというような所で、考えている部分ではございます。おっしゃるとおり、本当にこの市役所の向かいの今ある空き地の商業施設の部分と、例えば新港地区等が、これもまた通勤者の部分ですとかそういった所で、公共交通網だとが発達すればいいなと、そういうものが例えば複合施設ですとか、そういったものと連動しながら市の発展に繋がる等ということは、当然考えてはございますが、そういったことについては、個別の計画の中でまた議論されていくというような形で、この計画では扱ってございます。

次に 24 ページの部分の「一般商業エリア」、ご指摘の部分、南 5 条の部分でございます。南 5 条から北 1 条のこの若葉通沿い、これはですね、すみませんこれは私どもも非常に悩みましてですね、やはり客観的に言えば 3 丁目ですとか、その辺よりは若干 5 丁目の方は賑わいとしてはちょっと少ないかなと。以前はだいぶ南 5 条もお店の方があつたんですが、最近はちょっと少なくなってきたなというのをですね、府内の例えば企画、それから政策、それから建設水道部などの職員が集まるワーキンググループで、ここ入っているけど入れた方がいいのかどうなのかとかっていうのも意見を聞いています。判断基準の両極端の部分じゃなくてちょうど真ん中くらいに当たるようなところで難しいなと。こういった赤く塗った所に、もしそうですね、その地区の拠点となるようなものが出来たときには、また発展するような所になるかだとかっていうのを、優先順位的に見てきたような所でございます。ちょうど南 5 条、すみません 5 丁目通ですか、その若葉通沿いについては、まあちょっとこういう言い方がいいのかどうかわかりませんけども、ここに入れるには次点くらいでちょっと落ちてしまったかなというようなところでございましてですね、その辺についてはワーキンググループですとか、そういった中で都市整備の方向性としてどうだっていうことで位置づけてはおります。「立地適正化計画」については、街の発展に合わせて 5 年程度で見直すことがよろしいんじゃないかということで、国からも言われている部分でございますので、その辺はご意見など踏まえましてですね、街の進捗を十分見極めた上で、また色々な部分で考えて参りたいと存じます。

それから 30 ページの部分の、都市インフラについて、これからは維持管理ですか、そういったものが課題である、というようなことはおっしゃるとおりでございまして、そういう

った考え方については、「緑の方針」といいますより、どちらかというと 20 ページ辺りのですね「立地適正化計画」の方をご覧いただきます。「立地適正化計画」というのは市街化区域を中心としたような計画でございまして、これの上から見出しが二つある「目指すべき都市像、必要な施策・誘導方針について」ということの、3 段目くらいですね、「インフラの整備・維持管理の非効率化を未然に防ぐ」ですとか、その下の括弧で囲まれております「施策を推進します」というところでですね、「都市基盤施設の長寿命化、将来的な整備・維持費の平準化」というようなところで、市街地についてはこういった事が最も大事だというような考え方をしております。ただ 30 ページの部分でいけば、まあ全体的な部分でございまして、先ほど委員がおっしゃったような花川南では雨水整備っていうのは、まだまだよなっていうことも含めましてですね、整備という言葉を使っております。下水道につきましては、下水道ビジョンの改定をやっています。そういうことも、この方針を受けてそれぞれ個別計画の中で、最大限効率的な施設の運用だとかを検討してるという状況でございます。それから一点、「下水道整備の計画的整備」ということの、文言がおかしいことについては、私ども承知しておりましたが今回これ間に合いませんでしたので、パブリックコメントの段階では修正して出させていただきたいと思います。ありがとうございます。

＜岡本会長＞

よろしいですか。はい。

＜長原委員＞

あの、反論する訳では決してありませんけれども、特に色々言いたいことはあります、絞って言えば 24 ページの「一般商業エリア」の件ですけども、ここの「一般商業エリア」の説明によれば、近隣商業地域だということもあります、「現に地域住民の日常生活の利便性に寄与して、今後も安心したサービスを提供できるよう土地利用を検討するエリア」と、検討するんですよね、エリアを。そういう意味ではね、この地域外したんではですね、あの今ちょっと寂れてきたんでないかって、それはね僕から言わすと住んでる我々からしますと、失礼じゃないかと言う風に感じて、きつい言葉で悪いかもしませんけども、すら受けれる位にね、特にここで実際に営業されてる方にとってはですね、どうなのかな、3 丁目とですね、お互いにこう頑張ってね、商売している訳ですから、そこがスポットと外されてしまうと、ちょっとやっぱり住民感情としてどうかなと思うんで、次点だとすれば復活もあるので、次点が繰り上げっていうことも時にはあるわけで、繰り上げって事にはならないですかね。

＜事務局：佐藤課長＞

只今の件につきましては、もう一度ちょっと検討してみたいと思います。次点と申し上げて、その言葉が適切かどうかなんですが他の地区でもですね、入ってる入ってないといった部分がございますので、全体を見た中ですね、もう一度こちらの方で検討してみたいと思

います。

＜長原委員＞

よろしくお願ひいたします。

＜岡本会長＞

はい、ありがとうございます。大変重要なご意見だと思います。中々難しいとこですよね。当然人口減少等が想定されていて、相当大きな変革が無い限りは全体的に縮小していくのは明らかなわけで、現状を踏まえて検討するというような位置づけにはするべきなのかも知れないんですけども、将来的にはやはりある程度限られた範囲になるのかもしれませんけど、密集した形で並んでいる方が訪れる方としても楽しいでしょうし、使いやすいでしょうっていうのは当然出てくると思うのでその辺のバランスっていうのはすごく難しいのだろうなという風には思っています。それと、聞いてて思ったんですけども、やはり『都市整備骨格方針』で1ページの所に図がありますけども、国とか北海道とかあと総合計画、最上位の総合計画等を踏まえての位置づけになっているので、基本的にはメニュー出しというか、これからどうしていくのっていうのを、項目出しするっていうのが大きな役割、位置づけになってる存在だと思いますので、先ほどの説明とちょっと重複しますけども、メニューをちゃんと出して置かないと個別計画が動かないところの関係性を踏まえた上で、今作ってくれているんだというように見ていただけだと有り難いかなど、都市計画をやっていける者としてはそういう風に思いましたのでちょっと申し添えておきます。他いかがでしょうか。はい、お願ひいたします、神代委員。

＜神代委員＞

何点か聞かせて下さい、すみません。えっと、あまりにもちょっと市民の方達と同じ目線の疑問だと思うんですけど、この前説明会で意見が出されて、それが修正に反映されているものと、されてないものが今回あると思うんですけども、その中でこの意見はどうして修正に反映されていないのかなっていうのをちょっといくつか聞きたいと思います。まず、10ページのところで、これはちょっとさっきの話とは別の、私の個人の質問なんですけども、「森林環境ゾーン」と「農業生産ゾーン」という所で、浜益と厚田っていうエリアがそれに該当していると思うんですけども、この地区も「都市計画マスタープラン」の中の一地区であって「都市機能ゾーン」に関しては、個別施策は次のページへというところで、2ページとつてらっしゃると思うんですけども、「森林環境ゾーン」「農業生産ゾーン」であっても、都市計画として住居をどういう風にしていくかっていうところっていうのは、これから個別の施策、計画などで示されていくんでしょうか。その辺りをちょっとお聞かせ下さい。

それと、次のページ、11ページなんんですけども、まず意見としてなんですが、ぱっと見た時に石狩湾新港の計画、土地利用の方針だよっていうのが、わかるような見出しをどんと

つけていただきたいと思います。それと、まずですね、市民意見の中で石狩湾新港はとりあえず、そのエネルギー構想という部分で推進したいというところが大きく打ち出されている所なので、エネルギーという言葉を入れていってはどうか、という意見があったと思うんですけど、実際に誘致しているということもあって民間の事業者の計画であるので、それをマスタープランに入れていくっていうのは難しいという思いはあると思うんですけども、市としても誘致しているという観点から、エネルギー事業を推進したいと思っているエリアっていう風な言葉を入れた方が良いと思います。

次ですが、12 ページなんですねでも、花川南と花川北のエリア、これも市民の方が意見を前回の説明会の時におっしゃっていたんですけども、花川北は高齢化率が高くて、世代交代がこの 10 年でどんどんこう空家がもっと増えてくるんじゃないかなっていう部分があって、花川南とはまた商業エリアがあつたりする部分で、また形が違うよねってところで、もうちょっとその花川北と南の特徴の差みたいなところが、見えてくれば良いのではないかなという意見があったと思うんですけども、ちょっとぱっと見たときに、新規でこのエリアはこういう特徴があるからこういう事を取り組みますっていうのが、ボンとこうビジュアル的に入ってこないというのがあると思うので、もう少し工夫できないかなと思います。それが意見です。

その後、16 ページ、この「景観形成」の所も市民意見が出ていたんですけど、この花川北のコミュニティセンターの説明会では、やはり再エネに対して市がどういう風に考えているのかな、という風に思いを持った市民の方が多いと思ったんですね。ですので、景観が大きく変わってるっていうのが、皆さんが石狩に来れば一目瞭然で風車がものすごく立ち並ぶエリアになってますから、この部分で「景観形成」の部分は、もう少し「風力発電ゾーニング計画の適正」という言葉は入っていますけども、この辺りを市としてどういう風に景観を適正配置するのかというところがもうちょっと具体的に分かった方がいいんじゃないかなというのは、それは意見として出されていたのでこの部分が反映されていないのはどうしてかなと思って聞きました。

最後、20 ページのとこなんんですけど、これは私の質問なんですが、「目指すべき都市の骨格構造」の中で「石狩湾新港の所に施策推進エリア」という紫の丸があると思うんですけども、これちょっと聞き逃したかもしれないんですけども、これはどういう施策を推進するエリアだったか教えて下さい。以上です。

＜岡本会長＞

はい、ありがとうございます。事務局お答えいただきたいと思います。

＜事務局：佐藤課長＞

はい、まず「森林環境ゾーン」それから「農業生産ゾーン」ということで、「都市計画マスタープラン」の中に入っているので、住居だとかそういう方向性等も示されるんでしょ

うかと、いうような事だったと思います。まず「都市計画マスタープラン」は本来的には都市計画区域についての計画でございますが、これほど広い石狩の面積の中で、都市計画区域とそうじやない区域っていうのがこれほどございますので、分けて考えるとまた都市計画という部分ではちょっとバランスが悪いのかなという部分もありまして、まず厚田・浜益について一緒に考えていく形にはしております。この厚田・浜益については、そちらの地区については、ほぼ土地利用的には森林ですとか、そういった所がメインでございまして、浜益・厚田にはそれぞれ拠点となるような地区がございます。それぞれ皆さん産業をいろいろな仕事に従事しながら、暮らしているといったような部分でいきますとですね、やはり市街地と郡部との接点というのは、その公共交通機関、例えば道路ですとか道路公共交通機関ですか、それから公共交通機関ですとか、道路のネットワークですとか、まずはそういったものとして繋いでいくっていうことが、今後の都市整備の方向で考えるにはまずは軸になるであろうと。そして、この中で最近ありますその観光ですとかそういったことの中でも、また新しい道路の使い方ですとかそういったものが必要になってくると、いうものがございまして、住居ですかそういったことについていくと、市街地の例えば人口密度をきっちりと保ちましょうという部分とですね、それから郡部で郡部の生産、それから生活、それからそういった今までの人たちの生活を守るために住居という部分では、若干その辺は捉えられ方というか必要性がまたちょっと違う部分が、都市計画としてはやっぱりあると思ってます。それらの地区についてはですね、住宅ですか住居をどのようにしていくかだとかっていうのはですね、まあこの「都市計画マスタープラン」の中では、特に考えてはございません。ただ、今までの流れの中で、昔から言われていますように、その若年層をどういう風に定住させたらいいのかだとか、それから第1次産業に従事する方々がいても、そういう人たちの住む場所がないねだとか、そういった問題については市全体の施策の中でですね、これ取り組んでいくというような形では考えてございます。ですから、そういった若年層ですか、そういった方々の住居だとかっていうことについては黒丸じゃなくてですね、白丸の中で継続的な市の問題として捉えていくというような形で考えている整理でございます。

次に 11 ページの見出しとして、石狩湾新港の計画だよというような部分を、見出しをつけてはどうですか、というようなことでございました。これについてはですね、市を 4 つのゾーンに分けた中の、「都市機能ゾーン」の中で、それをまた 2 つに分けた（「情報推進・生産物流」検討地区」ということで、見出しについても新港地域という風にはなっておりませんので、そこまで新港地区ですよという風に、また別に見出しをつける必要は私どもは無いのではないかという風には考えてございました。こういった部分ですね、見ていただければよろしいかなという風には考えてる部分でございます。また、エネルギーをいれてはどうかということ、まあ後半にも出てくる部分かもしれません、今確かにあのエネルギーの部分については新港地区でやっております。ただもうこれ自体は、「共通編」の中、5 ページまた 6 ページにも、「《北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市》」ということで

ですね、まあエネルギーについてはいろんな扱い方があると思いますが、この中でちょっと大きく捉えた中で新港地区についてはですね、そのまあ例えばプロジェクトの中の 1 つですとか、いろんな企画の中で、そういうものが出てくると思いますが、ここにおいてはですね、それまた個別の事業の中でということで、ここには取り立てて入れているという状況ではございません。

次に 12 ページの部分の花川北、花川南これの特徴、差がちょっと見えづらいよねっていうのは、やはり文字づらだけ見ると、おっしゃるとおりの部分もまあございますが、そういう地区毎のですね、ちょっと違いですとか成り立ち、歴史だとかの違いについては「資料編」の部分、例えば 45 ページ、46 ページですとか、そういうった所のですね、それほど多くはございませんが、こういった情報とそれから課題ですとか、その課題はどういったところから生まれたかだとか、そういうったことをですね、合わせて見ていただきてご理解いただければ有り難いなという風に感じてる部分ではございます。

次に 16 ページの再エネに対してということでございますが、景観が大きく変わっている、まあそういう事に対して、どういう風に考えているんだということを、もうちょっとここで明らかにしなさいということなんだと思います。まあ市としてもそういう事に関しては、まず例えば大きなその再エネの事業だとかについては環境影響評価ですか、そういうことの中で事業者が色々な調査、それから評価を下して公表すると。そういうたるものに至らないものについては、市の中でもガイドラインを設置するですか、それから北海道の手続きの中でもその景観条例の手続きですか、そういうことの中でやられてく部分ではございますので、ここではですね、どのような形で市が考えているかというような部分で行くと、まあ例えば 16 ページでいくと「共通方針」の上の部分で黒ぼちがございますが、まあそういうたものについては、例えば「[風力発電ゾーニング計画]」などによる適正配置と景観への配慮を周知」ということで、これについても細かくはございませんが、こういったことが景観上新たに時代として必要になったというような書き方をさせていただいております。

それから 20 ページの下の図の紫の部分でございますが、これについては 24 ページを見ていただきたいと思いますが、24 ページでちょうど上の図で紫色の部分がありまして、「道央圏広域サービスエリア」ということでですね、この地区の意味合いでございます。この地区については、新港地区の小樽側、向こうの方は機械とか、金属系があつたり、それから東の方については木材系だとか、住宅系だとかいろんな工業系でもですね、分野ごとの使い方がある中で、その中に位置しておりまして、その新港地区の利用者の利便を図れるような、施設としてそもそも考えられているような地区ですね、こういった地区において昨今の時代に求められる土地利用なども積極的に考えていきたいというような形で、紫色の部分を作っております。以上、お答えになってるかどうかという部分ですが以上となっております。

＜岡本会長＞

よろしいですか。はい。

＜神代委員＞

貴重なお時間をありがとうございます。ちょっと、どうかなと思うとこだけ。11 ページのとこなんんですけども、やはり「都市機能ゾーン」の所を「情報推進」っていうのはデータセンターの誘致が、これからもう一つされますから、それはそうなのかなと思いますけど、「生産物流」も確かに物流の起点となっているんだけど、ここにエネルギーという言葉が入らないのはなぜかなと思うんですよね。これは全然、あの北電の LNG 始め、いろんなエネルギーが集積してきていますので、それをちゃんと入れて欲しいです。なぜかというとその大きく、一番始めの所に目指す都市像の中に「エネルギー港湾都市」って入ってますから、詳細を見たときに、エネルギーのどこが推進しているのという風になるよりは、きちんと入れて欲しいと思います。それはもう事実として皆さん知ってる事ですので、市民の方達は市の思いとしてそれを推進してるんだなというのが分かっていく必要があると思います。それは私の意見です。

それと、もう一つだけ 24 ページ、さっき言ってた「道央圏広域サービスエリア」、このエリアっていうのは、具体的にもう既に何か事業は決まってますか。色々エネルギーの事業で RE なんとかとか、いろんな事が出てきますけど、それをもう既に計画されているエリアなんでしょうか。具体的な事があるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

＜事務局：佐藤課長＞

あの、おっしゃるとおりですね、この地区の中でそういった京セラさん、新聞にも出てますが京セラさんだとかの、データセンターだとかっていうのはこの辺をベースとして企画されているのではないかという風に考えております。

＜神代委員＞

それを見据えて、このエリアを今回設定したということですか。

＜事務局：佐藤課長＞

見据えてというようなことではなくてですね、まずあの新港地区の土地利用として、土地利用が進んでないような地区っていうのが、この辺の部分でございますし、実際、新港地区を更に活性化させるためには、企業さんだけが働く場所だけでなくですね、企業さんと企業さんを連結する、まあコミュニケーションを作る、例えば会議の場がないだとか、いろんな交流の場なんかちょっと不足しているような部分もあるでしょうし。そういったことからいくとこういった中心の部分ですね、そういった人ととのつながり、企業と企業の

つながりを生む事によって、さらに発展してくれるのではないかと、こういうような部分ですね、じゃあそういったことを少しでもこういうまだ未利用の地区にですね、もってこようじゃないかということですね、紫色の形にしております。

＜神代委員＞

はい、わかりました。いいです。

＜岡本会長＞

よろしいですか。はい、凄い重要なご指摘があったなと思って、「都市機能ゾーン」のところは、10 ページでもう既に黄色の網掛けで「北海道のエネルギー供給とうんたらかんたらを担うゾーン」と書いてるので、これをただ持つてくれば、まず、持つてくればっていうか、持つてこないと 10 ページとの整合がぱっと見えないですね。なので、それを入れるといいんじゃないかなという風に思いますし、12 ページのお話も地区の特性がよくわからないうぱっと見分からないうお話だったので、確かにゾーン別計画を作る場合には、それぞれの市によってやり方が違いますけども、地区ごとにキャッチフレーズみたいのをつけたりとか、特徴をわかりやすいものにしたり、わかりやすくワンセンテンスで起こしたりっていうのはあると思うので、そういう形で表現、もし入れていただけるのであれば、花川北地区（何とかかんとかなエリア）とかいう形でそれぞれ入ればまた違うのかなって思いました。あとその、最後にありました「施策推進エリア」、これ前もありましたよね。ずっと前から入ってましたよね。なんかちょっと、どういう風に活用されますかっていうご質問だったと思うのでその辺も全体の中の、街の中の全体の位置づけとして、こういう風に活かしていくんだって事がちゃんと伝わるようなスタイルで、もう少し表現を工夫していただければいいのかなと思います。はい、他いかがでしょうか。よろしいですか。ではおよそ意見も出そろったようなのでちょっと僕の方から一点だけ、確認させていただきたいんですけども、こういう方針はというか都市計画ものは、先ほど後半に説明がありましたけれども、適宜見直していくというお話だったんですが、合冊になっていると見直しってどうやってやるのかなっていう素人的な質問をちょっと確認させてもらえばと思います。

＜事務局：佐藤課長＞

まず、「都市整備骨格方針」、20 年という事で方針を出すと。この中に入っている計画といたしまして、まず「立地適正化計画」、これについては国の方で 5 年に 1 度見直すのが望ましいというような書き方をされています。「住生活基本計画」については、先ほど説明になりましたように 10 年で見直すというようなところで、これ単純に考えますと 5 年、10 年、15 年、20 年というような形でですね、とりあえずは見直すタイミングとしては考えなきやいけないだろうと。でその時に「立地適正化計画」ですとか、そういうものについては、これ街の発展軸として 5 年毎くらいに、こんな事業やろうだとかあんな事業をやろうだと

か、というのは5年毎じゃなくてもうちょっと早いスタンスで、もしかすると見直しになるかもしれませんし、そういうことを踏まえて、一つの計画を見直した時に、他の計画にも関連してくる部分については、そこについても大きな部分については、やっぱり見直す必要があるんだろうなという風には考えています。ですから、どこかの計画、例えば全体の中の例えば3章が見直しになって、3章をメインとして見直しましたと、若干1章についても関連する部分が出てくるだとか、そういうことになれば1章の部分についても若干その見直しをしなきゃいかん、ということで、別々の計画であればそのままにしておいて、比べてもこの計画は直っているけど、この計画は直ってないということがあります、これは1冊にしてますので、一つの影響は他にも及んだ形の中で、修正をしていこうという風には考えています。

＜岡本会長＞

じゃあ、本になってる形ですよね。例えば、令和3年度まではこの冊子の2章と4章はそのまま使うけれども、令和3年度以降はその2章と4章以外の章は改定されたものがもう一冊発生してっていう風に、本数が、冊数がどんどん増えていくわけですよね。

＜事務局：佐藤課長＞

基本的には、全部作り直しはいたします。あの3章については、3章は初めて作りましたけども、ここが一番3章「立地適正化計画」が、改正になった時には、第2次「立地適正化計画」というような形で、2章を差し替える、基本的には2章に関連する部分が他にあればその部分もまあ差し替えるという形ですね、その経緯が分かるような形で常に更新された最新の状態を保ちたいという風には考えてます。

＜岡本会長＞

そうですよね、あの三重県の伊勢市とかはリングファイルになっているので、差し替えてっていう形でもいいのかなってちょっとと思ったので。

＜事務局長：清水部長＞

あの、おそらく印刷機って、それほど対した金じゃないんですよ。今データが自分たちで持っているので、簡単に印刷出来るので、印刷費って本当に40万、50万の話なので。

＜岡本会長＞

わかるんですけど、市民の皆さん的にはきっと、紙がなんとかとかインクがなんとかとかいうところも、色々言われちゃうかもしれないで、効率よく出来るのであれば、効率良くするようなスタイルもちょっと検討出来るのかなと思って発言しただけなので、まあその

辺難しいとか、やらないっていうのも全然有りだと思います。

＜事務局長：清水部長＞

どこかを差し替えた、中身だけを差し替えるみたいになるとまた、それはそれでその時点にいる人は分かるんですけど、違う時代の人は分からなくなるので、やっぱりそっくりそのまま変わらない部分も含めて変えていった方が、親切かなとは思ってました。それとあのちょっと続きなんんですけども、全体として「都市計画マスタートップラン」が20年計画で、その部分がですね、やはり1つの骨組みになっていると思います。この4つの計画の中で1番重要な計画になっていると思いますので、その2次計画というのは動かないポイントだと思うんですよ、この20年間で。その中で動いたとしてもそれが例えば「立地適正化計画」の2次改定計画とかですね、称号というかそういう呼び方が変わるだけでこのポイントとなる20年というのは変わらない、っていう形になるかと思います。それとその途中で「住生活基本計画」が2回見直し、1回必ず見直しがありますので、10年なので、ここで1次計画、2次計画っていう部分が中に表示されるという形で、あのどの時点で何が変わったかっていうのは、1冊にすることでまた見えてくることもあるかと思いますので、今回初めての取り組みでしたけれども、全国的にもこんな事やってるところはなくてですね、初めての取り組みなんんですけども、たぶんやっぱり建設部局としてはこれあの色々ご批判もありました。特に道庁さんからもですね、ちょっと無理があるんじゃないでしょうかと、計画のスパンが今まさに説明したように「都市マス」は20年だし、「住生活」は10年だしですね。そういう中でどうかっていわれたんですけども、今この終盤に来て思うのはですね、やはり並べてみるとですね、やっぱり全体の重なりが見えてくるんですよね。これをばらばらに使っちゃうと担当者も関連性が他の4つの計画の関連性を忘れてしまうというかですね、そういうこともありますのでやっぱりちょっと今後の見直しについては今申し上げましたとおり、結構複雑な所もございますけれども、やはりこうやって一枚で全部見通せるっていう計画はやはり市民にとってわかりやすい計画に育っていくのかなという風に思ってますので、なにとぞよろしくお願ひいたします。

＜岡本会長＞

はい、ありがとうございます。それでは本日の予定案件はこれで以上ということになります。その他ですね、何か事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

＜事務局：佐藤課長＞

事務局からは特にございません。

＜岡本会長＞

はい、わかりました。それではですね、いつものように議事録のお話ですけれども、今回の議事録の確認及び確定については、会長の私と、氏家委員で行いたいと思いますけどよろしいですか。

＜氏家会長＞

はい。

＜岡本会長＞

よろしくお願ひします。それでは長い時間おつきあいいただきありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございました。これで終わりたいと思います。お疲れ様でした。

令和元年12月27日 議事録確認

会長 岡本 浩一

委員 氏家 幡